

# 米国の核政策における地中貫通核兵器及び低威力核兵器の役割

松 山 健 二

## 目 次

はじめに	
I 米国の核政策	
II 米国の地中貫通核兵器及び低威力核兵器への取り組み	
III 米連邦議会における地中貫通核兵器及び低威力核兵器に関する審議の概要	
1 2004会計年度国防授權法案における審議	
2 2004会計年度エネルギー・水源開発歳出予算案における審議	
IV 地中貫通核兵器及び低威力核兵器をめぐる論点	
1 地中貫通核兵器及び低威力核兵器の必要性	
2 抑止の信頼性－核の敷居	
3 付随的損害と国際人道法	
4 核不拡散への影響	
おわりに	
(参考) 略語表	

## はじめに

米国の核政策及びその核戦力は、長い間にわたって、我が国のみならず国際社会の関心事であり続けている。米国が最初に核兵器を開発した国であり唯一使用した国であること、ロシアと並び保有する核兵器の質量が他国を抜きん出ていること、冷戦終結後ますますその存在感を国際社会において増していること、我が国をはじめ多数の国と安全保障条約を結んでいることなど、その理由を挙げれば枚挙にいとまがない。そして、後述するように2001年にジョージ・W・ブッシュ（George W. Bush）政権となった米国が新たな核政策を打出していることは、我が国において多くの文献で紹介されておりである<sup>(1)</sup>。

本稿では、米国が研究することの是非について2003年に米国内外で大きな論議を呼んだ、地中貫通核兵器及び低威力核兵器に着目し、現状を概観し論点の整理を試みることにする。現政権の核政策から両核兵器を論じたものや、両核

(1) ジョージ・W・ブッシュ政権の核政策を扱った文献は多いが、主なものを掲げれば次のとおりである。なお、必ずしも当該文献のすべてがブッシュ政権の核政策を中心に論じているわけではない。  
石川巖「ブッシュ政権の核兵器見直し 標的は "ならず者" 国家の地下施設や大量破壊兵器 『新しい小型核兵器が必要だ』『軍事研究』第37巻第8号, 2002.8, pp.73-85.  
『米国・核態勢見直し (NPR)』ピース・デポ, 2002.10.  
梅本哲也「核戦力とミサイル防衛」近藤重克 梅本哲也編『ブッシュ政権の国防政策』日本国際問題研究所, 2002, pp.163-199.  
新原昭治『「核兵器使用計画」を読み解く－アメリカ新核戦略と日本』新日本出版社, 2002.  
川崎哲『核拡散－軍縮の風は起こせるか－』岩波書店, 2003.  
黒澤満『軍縮国際法』信山社, 2003.

兵器を技術的な観点から論じたものとしては、既に複数の文献があるので<sup>(2)</sup>、本稿では特に、両核兵器に関する上院本会議における審議に焦点を当てる。上院本会議では、低威力核兵器の研究・開発を禁止しているスプラット・ファース条項の廃止を含む、上院軍事委員会を通過した2004会計年度国防授権法案に対して、スプラット・ファース条項の維持を求める修正案が提出された。同じく上院本会議では、政府の要求どおり「強化型地中貫通核兵器」の実行可能性研究を含む「先進概念構想」の研究経費を2,100万ドル計上している、上院歳出委員会を通過した2004会計年度エネルギー・水源開発歳出予算法案に対して、地中貫通核兵器の研究を含む「先進概念構想」の研究経費の支出を禁止する修正案が提出された。そして、ともに広範な論戦が展開された。そこで、これらの修正案に対する賛否の代表的な理由を整理することで、米国の核政策における両核兵器の役割に関する論点を明らかにする。なお、その際は、あまり論及されることの少ない核兵器と付随的損害、そしてその国際人道法における位置づけについても扱うこととする。

なお、我が国では、米政権がその研究の解禁を求めた低威力核兵器を小型核兵器と定義する

ことが多いが、その場合には地中貫通核兵器を含めることもある<sup>(3)</sup>。しかしながら、米国が研究の対象としている地中貫通核兵器と低威力核兵器は、米国における現在の核政策の特色を反映しているという点では共通しているが、兵器としての概念は異なるものである。前者は地中深くに埋められた施設を攻撃するためのものであり、後者はスプラット・ファース条項によって5キロトン（以下 kt とする。）<sup>(4)</sup>より低い威力の核兵器と定義されている。

## I 米国の核政策

ブッシュ政権における核政策を示したのが、2001年12月に議会に提出された「核態勢見直し (Nuclear Posture Review、以下 NPR とする。)」である。翌年1月に、後述するようなごく簡単な概要のみが公表され、議会に提出された報告そのものは非公開とされた。ところが、後日、非公開部分を入手したとするグローバル・セキュリティ・オルグ (GlobalSecurity.Org) によって、その一部がインターネット上に公表された<sup>(5)</sup> (以下、当該資料を「NPR の非公開部分」とする)。

NPR の公開部分によれば、米国の核政策は三本柱 (Triad) によって構成される。それは、

(2) 上記の文献のほかに、次に掲げる資料がある。

Robert W. Nelson, "Low-Yield Earth-Penetrating Nuclear Weapons," *F.A.S. Public Interest Report*, Vol.54, No.1 (January/February 2001) <<http://www.fas.org/faspir/2001/v54n1/v54n1.pdf>>.

Mark Bromley et al., "Bunker Busters: Washington's Drive for New Nuclear Weapons," *Basic Research Report*, July 2002 <<http://www.basicint.org/pubs/Research/2002BB.pdf>>.

Christopher E. Paine et al., *Countering Proliferation, or Compounding It?: The Bush Administration's Quest for Earth-Penetrating & Low-Yield Nuclear Weapons*, (Natural Resources Defense Council, May 2003) <<http://www.nrdc.org/nuclear/bush/abb.pdf>>.

Jonathan Medalia, "Nuclear Weapon Initiatives: Low-Yield R&D, Advanced Concepts, Earth Penetrators, Test Readiness," *CRS Report for Congress*, RL32130 (March 8, 2004) <<http://www.fas.org/spp/starwars/crs/RL32130.pdf>>.

Jonathan Medalia, "Robust Nuclear Earth Penetrator Budget Request & Plan, FY2005-FY2009," *CRS Report for Congress*, RS21762 (March 24, 2004) <<http://www.fas.org/spp/starwars/crs/RS21762.pdf>>.

(3) 「米の小型核 研究でも許されない (社説)」『東京新聞』2003.12.5.

(4) 核兵器の威力は、通常 TNT 火薬で換算した量によって表される。

①核及び非核の攻撃的な打撃システム (offensive strike systems)、②防衛、③出現する脅威に対応して時宜を得た新たな能力を提供できる再生された防衛インフラストラクチャー (revitalized defense infrastructure) である。②はミサイル防衛を含むもので、その開発に積極的に取り組んでいる現政権が、同システムに対して政策的に高い評価を与えていることが分かる。③は、前政権までに防衛インフラストラクチャーが核兵器関連のものを中心に弱体化したとの認識のもとに、その再生を主唱しているものである。他方、「NPR の非公開部分」には、この三本柱をより具体的に述べるとともに、核政策について広範に記述されている。差し迫った有事 (immediate contingency) として、イラクのイスラエル及び隣国に対する攻撃、北朝鮮の韓国に対する攻撃、台湾の地位をめぐる軍事対決を挙げるなど、具体的な国名と事態が明記されていたことでマスメディアでも取り上げられたが、本稿では地中貫通核兵器及び低威力核兵器と関連すると思われるところを中心に紹介する<sup>(6)</sup>。

「NPR の非公開部分」によれば、現政権は、米国の核戦力は次のような能力を持たなければならないとする。

- ① 「堅固で地中深く埋められた目標 (hard and deeply buried targets)」の撃破
- ② 「移動式及び再配置可能な目標 (mobile and relocatable targets)」の探知と攻撃
- ③ 化学・生物剤の撃破

- ④ 命中精度を向上させ、付随的損害を限定すること

①は地中貫通核兵器の必要性を述べたものであり、④は低威力核兵器が想定されていると思われる。③は両方に関係する能力である。なお、「NPR の非公開部分」では、①について、現在米国が保有する唯一の地中貫通核兵器である B61-11 (後述) は、単弾頭の非精密誘導兵器であり、要求を充たさないとしている。

付随的損害 (collateral damage) と低威力核兵器の関係については後述するが、この概念は、米軍では次のように定義されている<sup>(7)</sup>。

「その時点の支配的な状況において合法的な軍事目標ではない人間又は物に対する、故意に基づかない又は偶発的な危害又は損害。攻撃から予測される全体的な軍事的利益から見て過度でない場合は、そのような損害は不法なものにならない。」

「NPR の非公開部分」では、上記のような現状把握のもとに、「先進兵器概念 (advanced weapons concepts)」と称して、次のような核抑止態勢を強化するための選択肢を挙げている。

- ① 現存する核兵器に、備蓄した状態で、威力の柔軟性をさらに付加するための可能な改良
- ② 「硬化されて地中深く埋められた施設 (hardened and deeply buried facilities)」

(5) "Nuclear Posture Review [Excerpts]," 8 January 2002,

<<http://www.globalsecurity.org/wmd/library/policy/dod/npr.htm>>.

グローバル・セキュリティ・オルグとは、インターネットを介して核兵器を中心に安全保障に関する情報を発信することを主な活動内容とする米国のシンクタンクである。なお、この文書を邦訳したものは、前掲書『米国・核態勢見直し』に掲載されている。

(6) *Ibid.*

(7) Joint Chiefs of Staff, *Department of Defense Dictionary of Military and Associated Terms*, Joint Pub 1-02 (12 April 2001 (As Amended Through 17 December 2003)), p.93 <[http://www.dtic.mil/doctrine/jel/new\\_pubs/jp1\\_02.pdf](http://www.dtic.mil/doctrine/jel/new_pubs/jp1_02.pdf)>.

を潜在的な敵が一層多用することに対抗するための改良された「地中貫通兵器 (earth penetrating weapons)」

### ③ 付随的損害が少ない弾頭

③の付随的損害が少ない弾頭にするには、核兵器の威力を低くするのが一般的に考えられる方法である。NPR で明らかになったように、ブッシュ政権下の米国は、地中貫通核兵器と低威力核兵器を重視している。

ただし、現在の米国が保有する核兵器に、地中貫通核兵器と低威力核兵器がないわけではない。地中貫通核兵器としては、1997年に配備がはじまった B61-11 がある<sup>(8)</sup>。地下にある施設を核兵器の目標とする戦略そのものは、現在の政権に始まったわけではなく、クリントン政権下である1996年に作成された統合参謀本部資料『統合戦域核作戦ドクトリン』では、核攻撃の目標として地下施設を挙げている<sup>(9)</sup>。B61-11 は、硬化された鋼鉄で包み、先端部にあるノーズ・コーン (nose cone) を新型のものにするなどの改良を、従来からある B-61 シリーズに施したものである<sup>(10)</sup>。4万フィートの高度から落下させた場合には、20フィートの深度まで地中を貫通するとされる。B61-11の威力は1.7から300kt に相当する<sup>(11)</sup>。

ところで、核兵器の開発を所管するエネルギー省は、B61-11 は旧式核兵器の改良であり、新型核兵器の開発ではないと説明した<sup>(12)</sup>。米国が保有する核兵器のうち、B61-11 を含めた B61 シリーズ、空中発射核巡航ミサイル、海洋発射

核巡航ミサイルにはその威力が 5 kt 未満のものが含まれているが、B61-11 以外はスプラット・ファース条項が制定される前に開発されたものである。これらの核兵器のうち、再配備可能な状態で保管されている海洋発射核巡航ミサイル以外は、現役配備である。また、1990年代前半に、米国は幾つかのプロセスを経て戦術核兵器の削減・廃棄を行ったが、廃棄されたものの中にも低威力核兵器が含まれていた。

米国の核戦力は、大陸間弾道ミサイル (Intercontinental Ballistic Missile、以下 ICBM とする。)、潜水艦発射弾道ミサイル及び海洋発射核巡航ミサイル、航空機搭載の自由落下爆弾及び空中発射核巡航ミサイルによって構成される。実戦配備されている航空機搭載の自由落下爆弾は B61 シリーズと戦略核兵器の B83 だけである。B61 シリーズには、戦略核兵器の B61-7 と B61-11、戦術核兵器の B61-3、B61-4、B61-10 がある<sup>(13)</sup>。それぞれの威力は、B61-3 が0.3-170kt、B61-4 が0.3-45kt、B61-7 が10-300kt、B61-10が0.3-80kt、B83 が1,000kt である<sup>(14)</sup>。ちなみに、1945年8月に広島で使用されたりトル・ボーイ (Little Boy) の威力は15kt、長崎で使用されたファット・マン (Fat Man) の威力は21kt であった。

## II 米国の地中貫通核兵器及び低威力核兵器への取り組み

ブッシュ政権は、2004年度予算において、低威力核兵器の研究・開発を禁止している現行法

(8) Stephen I. Schwartz, ed., *Atomic Audit: The Cost & Consequences of U.S. Nuclear Weapons since 1940* (Washington, D.C.: Brookings Institution Press, 1998), p.90.

(9) Joint Chiefs of Staff, *Doctrine for Joint Theater Nuclear Operations*, Joint Pub 3-12.1 (9 February, 1996), pp.III-6,7 <[http://www.dtic.mil/doctrine/jel/new\\_pubs/jp3\\_12\\_1.pdf](http://www.dtic.mil/doctrine/jel/new_pubs/jp3_12_1.pdf)>.

(10) Nelson, *op. cit.*, p.3.

(11) Schwartz, *op. cit.*, p.90.

(12) Nelson, *op. cit.*, p.3.

(13) "U.S. Nuclear Forces, 2003," *Bulletin of the Atomic Scientists*, Vol.59, No.3 (May/June 2003), p.74.

(14) Schwartz, *op. cit.*, pp.89-90.

を廃止することと、地中貫通核兵器を含む新しい核兵器のための研究経費を計上することを、議会に要求した。具体的には、2004会計年度国防授權法 (National Defense Authorization Act for Fiscal Year 2004) 案において、低威力核兵器の研究・開発を禁止している1994会計年度国防授權法 (National Defense Authorization Act for Fiscal Year 1994) 第3136条 (合衆国法典第42編第2121条) を廃止することを求めるとともに、同法案及び2004会計年度エネルギー・水源開発歳出予算法 (Appropriations for Energy and Water Development for the Fiscal Year Ending September 30, 2004, and for other purposes) 案において、「先進概念構想」という項目で2,100万ドルの予算を要求した。

「先進概念構想」は、「先進兵器概念 (Advanced Weapons Concepts)」、「先進概念 (Advanced Concepts)」と様々な呼称があるが、ここでは成立した2004会計年度エネルギー・水源開発歳出予算法第313条にある「先進概念構想 (Advanced Concepts Initiative: ACI)」という表現で統一する。ACIのうち1,500万ドルは、「強化型地中貫通核兵器 (Robust Nuclear Earth Penetrator: RNEP)」の実行可能性研究 (feasibility study) に当てられる<sup>(15)</sup>。RNEPを除く「先進兵器概念」の残り (以下、これは non-RNEP ACIとする。) の600万ドルは、空軍が現在ある弾頭を改良するための研究経費であり、その研究は、通常兵器及び核兵器のどちらにも適用可能なものであるが<sup>(16)</sup>、低威力核兵器のために行われるともいわれる<sup>(17)</sup>。他方、RNEPの実

行可能性研究とは、B61 又は B83 を、硬い岩や硬化された地下施設を貫通するために改良するかどうかを決めるための試みとされる<sup>(18)</sup>。低威力核兵器については、その研究・開発を禁止している現行法を廃止することで、研究・開発の自由を確保しようとするものである。

地中貫通核兵器及び低威力核兵器の米連邦議会における審議を概観する前に、この二つの法案及び ACI の研究経費の関係について、米国の予算編成過程に則して、ごく簡単に説明する。米国の予算編成では、歳出権限 (Authorization) を授權する個別の支出根拠法が制定され、その上で歳出予算 (Appropriations) を計上する個別の歳出予算法が制定される。支出根拠法は、連邦プログラムや連邦機関の活動の実施、プログラム内の特定タイプの債務負担等を承認する。そして、歳出予算法は、これらを実施するための実際の歳出を認めるのである。核兵器の研究・開発については、支出根拠法として国防授權法、歳出予算法としてエネルギー・水源開発歳出予算法が必要となる。いずれの法案も上・下院の本会議の審議・採択を経たのち、上・下院が採択した法案の内容が異なれば両院協議会を開き両院の合意を得た上で、大統領の署名によって成立する。なお、本会議の前に審査する委員会は、国防授權法案の場合は各院の軍事委員会 (Committee on Armed Services) であり、エネルギー・水源開発歳出予算法案の場合は同じく歳出委員会 (Committee on Appropriations) である。ACI の研究経費は、2004年度においては、エネルギー省が所管する兵器活動

(15) *National Defense Authorization Act for Fiscal Year 2004: Report of the Committee on Armed Services House of Representatives on H.R. 1588* (Washington, D.C.: U.S. Government Printing Office, 2003), 108th Congress, 1st Session, Report 108-106, p.429; *National Defense Authorization Act for Fiscal Year 2004: Committee on Armed Services United States Senate* (Washington, D.C.: U.S. Government Printing Office, 2003), 108th Congress, 1st Session, Report 108-46, pp.442, 447-448.

(16) Medalia, "Nuclear Weapon Initiatives: Low-Yield R&D, Advanced Concepts, Earth Penetrators, Test Readiness", *op. cit.*, p.26.

(17) *Congressional Record*, Vol.149, September 15, 2003, S11436.

(18) *Congressional Record*, Vol.149, September 16, 2003, S11522.

(weapon activities) という項目に計上されている。この研究経費が支出可能となるには、はじめに2004会計年度国防授權法においてそのプログラムの実施が認められ、その上で2004会計年度エネルギー・水源開発歳出予算法において歳出額が確定される必要がある。

ブッシュ政権が2004年度予算において廃止を要求した、1994会計年度国防授權法第3136条は、次のとおりである。

#### 第3136条 低威力核兵器の研究・開発の禁止

(a) 合衆国の政策—精密な低威力弾頭を含めた新しい低威力核兵器を合衆国が生産することに導くような研究・開発を行わないことを、合衆国の政策としなければならない。

(b) 制限—エネルギー省長官は、この法律が発効するときをもって生産に至っていない低威力核兵器を合衆国が生産することに導くような研究・開発又はその準備を行うことは出来ない。

(c) 他の研究及び開発への影響—この条のいかなる箇所も、次に挙げるものに必要な研究・開発又はその準備を行うことを禁止するものではない。

(1) 5 kt より低い威力を試験するための機器を設計すること。

(2) 安全及び信頼性が懸念されることへの対処を目的として現存する兵器を改良すること。

(3) 拡散が懸念されることに対処すること。

(d) 定義—この条では、「低威力核兵器」という用語は、5 kt より低い威力の核兵器を意味する。

1994会計年度国防授權法第3136条は、スプラット・ファース (Spratt-Furse) 条項と通称され

るが、それはこの条項の制定に尽力したジョン・M・スプラット (John M. Spratt) 下院議員 (サウス・カロライナ州選出、民主党) とエリザベス・ファース (Elizabeth Furse) 下院議員 (オレゴン州選出、民主党) に由来するものである。スプラット・ファース条項を制定する必要性について、ファース下院議員は次のような理由を挙げている<sup>(19)</sup>。

- ① 新たな脅威は、ICBM ではなく小型核兵器である。
- ② 米国は核実験を行わない政策を維持しているため、新たな核兵器を開発することはない。従って、新たな核兵器の研究・開発のために予算を当てることは無駄である。
- ③ 米国の安全保障において、「核兵器の拡散を防ぎ、核兵器の役割を正当化させないこと」を超える目標はない。
- ④ 米国は核兵器を開発しないように世界を納得させようとしているが、小型核兵器に関わることは、その世界に対して誤ったメッセージを送ることになる。

なお、スプラット・ファース条項は、PLYWD (「精密な低威力兵器開発 (Precision Low-Yield Weapon Development)」又は「精密な低威力兵器設計 (Precision Low-Yield Weapon Design)」) 条項とも呼ばれる<sup>(20)</sup>。

このように、スプラット・ファース条項は低威力核兵器の研究・開発を禁止するものである。現政権はこの条項の廃止を求めているものの、廃止されたとしても、それがそのまま核兵器の開発に直結することを否定している。リントン・F・ブルックス (Linton F. Brooks) エネルギー省国家核安全保障局局長代行 (当時、現在はエネルギー省核安全保障担当次官兼国家核安全保障局

<sup>(19)</sup> *Congressional Record*, Vol.139, Part 16 (1993), p.22780.

<sup>(20)</sup> Medalia, "Nuclear Weapon Initiatives: Low-Yield R&D, Advanced Concepts, Earth Penetrators, Test Readiness," *op. cit.*, p.6.; *Congressional Record*, vol.149, May 20, 2003, S6686.

局長)は、上院軍事委員会の公聴会において、次のように証言している。

「兵器の特定のクラスを禁止することは間違いであるというのが、政権の見解だ。何故なら、それは幅広い調査の代りに、ある種の機械的な制限を設けることになるからである。…議会の許可なしで、いかなるもの [核兵器] も開発したり生産したりすることはない。」<sup>(21)</sup>

他方、国防総省からもスプラット・ファース条項の廃止の必要性を主張する見解が示されており、その一部を引用すれば次のようになる<sup>(22)</sup>。

「この法律 [スプラット・ファース条項] は、大量破壊兵器に対抗するための国家戦略を支えるための米国の努力に否定的な影響を与えてきており、新たな又は出現しつつある脅威に対する抑止又は対応のために私達の能力を強化しようとする努力を破壊するものである。

再生される核兵器先進概念 (a revitalized nuclear weapons advanced concepts) という試みは、(1) 核兵器を扱う科学者と技術者の次の世代を訓練すること、(2) 国際安全保障環境における変化又はストックパイル [貯蔵されている核兵器] における予期せぬ技術的な問題に、迅速かつ決定的に対応することが出来る核兵器事業の再興、に不可欠なものである。PLYWD [スプラット・ファース条項] は、私達の科学者と技術者が持つ、技術的な選択肢のすべての範囲を探求する能力を妨げることで、この努力に「恐ろしい結果 (chilling effect)」をもたら

して来た。

…NPR は、[命中精度の] 精密性、(地中深くにある硬化された掩蔽壕を危険にさらす) 地中貫通、化学・生物剤の撃破、及び付随的損害の減少について、より高い能力を提供し得る兵器概念の探求を主張している。PLYWD 条項は、この努力を妨げている。」

また、堅固で地中深く埋められた目標を通常兵器によって撃破できるか否かを問われて、ジェームズ・O・エリス・ジュニア (James O. Ellis Jr.) 米戦略軍司令官が、上院軍事委員会の公聴会において次のように証言している。

「一言で言えば、私達の最も能力が進んでいる通常兵器ですら触れることのできないと私達が十分に認知している、堅固で、地中深く埋められた目標が存在している。私達が現在手中にしつつある開発過程にある能力—近頃実際に使用された、「大量爆薬空気衝撃波 (Massive Ordnance Air Blast: MOAB)」やそれに類するもの…—でさえ、これらの施設 [地中深く硬化された目標] のすべてを処理できるわけではない。」<sup>(23)</sup>

MOAB とは航空機から降下させる爆弾であり、衝撃波によって堅固な標的を破壊することを目的とするもので、最大かつ最強の通常兵器といわれている<sup>(24)</sup>。

低威力核兵器が現在の核戦力の中でどのように位置づけられるのかは必ずしも明確ではないが、地中貫通核兵器についていえば、B61 及び

(21) "U.S. Senator Wayne Allard (R-CO) Holds Hearing on FY2004 Authorization: Strategic Forces," April 8, 2003 <<http://web.lexis-nexis.com>>.

(22) *Congressional Record*, vol.149, May 20, 2003, S6685-6686.

(23) "U.S. Senator Wayne Allard (R-CO) Holds Hearing on FY2004 Authorization: Strategic Forces," *op. cit.*

(24) Robert Hewson, ed., *Jane's Air-Launched Weapons* (Coulson: Jane's Information Group, 2003), pp. 549-550.

B83 という航空機に搭載する自由落下核爆弾を優先的に考えていると推測される。その理由としては、米国が、既に通常兵器の自由落下爆弾に改良を加えた命中精度の高い精密誘導兵器を開発し、さらにその一部に地中貫通兵器としての機能を持たせることに既に成功していることが挙げられる。一般的にいて、自由落下爆弾は、巡航ミサイルや弾道ミサイルより廉価である。他方、核巡航ミサイルは、遠距離を飛翔することからそれを発射する航空機等のプラットフォームが安全であること、核弾道ミサイルは、迎撃が非常に困難であることなどの、自由落下核爆弾に対して利点を持っている。しかしながら、現在の米国の航空戦力は他国より遥かに秀でており、航空機を危険にさらすことなく、自由落下核爆弾を落下させることは容易と考えられている。このことも、自由落下核爆弾に地中貫通兵器という新たな任務が当てられる理由となっていると考えられよう。

### Ⅲ 米連邦議会における地中貫通核兵器及び低威力核兵器に関する審議の概要

2004年度予算における地中貫通核兵器及び低威力核兵器の審議の概要は、次のとおりである。

#### 1 2004会計年度国防授權法案における審議

上院軍事委員会を通過した法案は、スプラット・ファース条項を廃止するものの、廃止を定めた条項に「低威力核兵器のテスト、取得又は配備を行う権限を与えるものと解釈されてはならない」とする条文を入れて、研究のみを認めるものとなった<sup>(25)</sup>。そして、政府の要求のと

おり、ACIの研究に2,100万ドルの予算を認めている。

上院の本会議の審議では、軍事委員会を通過した法案のうちスプラット・ファース条項の廃止及びACIの研究について、次に挙げる修正案が提出され、採決が行われた。

ダイアン・ファインスタイン (Dianne Feinstein) 上院議員 (カリフォルニア州選出、民主党)、エドワード・M・ケネディ (Edward M. Kennedy) 上院議員 (マサチューセッツ州選出、民主党) ほかによって提案された修正案715は、2004会計年度国防授權法案においてスプラット・ファース条項の廃止を定めた条項を削除し、スプラット・ファース条項を維持しようとするものである<sup>(26)</sup>。この修正案に対しては、審議の棚上げを求める動議が提起され、賛成51 (共和党48、民主党3)、反対43 (共和党1、民主党41、独立系1) で可決された<sup>(27)</sup>。したがって、この修正案は実質的には廃案となった。この修正案の審議において、広範な観点から論戦が行われたので、主要な発言を別表にまとめた (表1を参照)。なお、紙幅の制約により、技術的な観点からのものは掲載しなかった。

バイロン・L・ドーガン (Byron L. Dorgan) 上院議員 (ノース・ダコタ州選出、民主党) によって提案された修正案750は、地中貫通核兵器に関する経費の支出を禁止するものである<sup>(28)</sup>。これにも、審議の棚上げを求める動議が提起され、賛成56 (共和党50、民主党6)、反対41 (共和党1、民主党39、独立系1) で可決された<sup>(29)</sup>。修正案750も、修正案715と同様に、実質的に廃案となった。

ジャック・リード (Jack Reed) 上院議員

<sup>(25)</sup> *National Defense Authorization Act for Fiscal Year 2003: Committee on Armed Services United States Senate, op. cit.*, pp.442, 447.

<sup>(26)</sup> *Congressional Record*, Vol.149, May 20, 2003, S6723.

<sup>(27)</sup> *Congressional Record*, Vol.149, May 20, 2003, S6690.

<sup>(28)</sup> *Congressional Record*, Vol.149, May 20, 2003, S6731.

<sup>(29)</sup> *Congressional Record*, Vol.149, May 21, 2003, S6804.



(表1) 修正案715に対する賛否

	低威力核兵器の研究を支持する立場	低威力核兵器の研究を支持しない立場
必要性／不必要性	<ul style="list-style-type: none"> <li>● 「テロリスト・グループを破壊したり、ならず者国家に生物・化学[兵器を収容する]能力を地中深くに作るのを妨げたり出来る可能性のある兵器の研究と開発を中止することは、論理的なことではない。」(リンゼー・O・グラハム上院議員(サウス・カロライナ州選出、共和党))</li> <li>● 「私達が将来これらの種類の兵器[低威力核兵器]を必要とする理由が、生じることがあるかもしれない。通常兵器によっては容易に破壊できない状態にあり、そして…[空中にまかれて]降下物となることがより危険となるような場合においては、生物・化学剤や生物・化学兵器の破壊においてそれら[低威力核兵器]が有益であることはこれまで示されてきた。もし生物・化学剤の上で強力な通常兵器による爆破を起こしたら、敵がその兵器を実際に使用しようとしてきたら、遥かに広い範囲で、これらの物質を大変危険な方法でばらまくことになるかもしれない。しかし、命中精度の高い低威力核兵器を使用すれば、生物・化学剤や生物・化学兵器をうまく破壊することが出来るようになるかもしれない。」(ジョン・キル上院議員(アリゾナ州選出、共和党))</li> <li>● 「多くのならず者国家は、指導層、通信装備、大量破壊兵器の製造施設など彼らの最も価値ある施設を守るために、堅固で地中深く埋められた施設を、既に建設し又は建設し続けている。私達は、通常兵器ではこれらのすべての目標を危険にさらすことが出来ないことを知っている。…それらを破壊する唯一の方法は、地中に伝わる強力な衝撃波であると、その報告は述べている。」(ウエイン・アラード上院議員(コロラド州選出、共和党))</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>● 「世界がこれまで見てきたものの中で最強かつ最も高い能力を持っている米国の軍力は、例外なく、地中深く貫通し、地下にある掩蔽壕及び貯蔵施設を破壊するための効果的な通常兵器による選択肢を手中に持っている。この通常兵器型バンカー・バスターは、500から5,000ポンドの爆薬を搭載し、その大半はレーザー又はGPS誘導システムを装備している。GBU-28/Bのような5,000ポンドのバンカー・バスターは、強化されたコンクリートであれば20フィート、土であれば100フィートまで貫通することが出来る。…米国の軍力には、サイロにあるICBMを破壊する能力があると考えられている GBU-37 もある。」*(ダイアン・ファインスタイン上院議員(カリフォルニア州選出、民主党))</li> <li>● 「私達は既に、地下にある掩蔽壕を破壊したり無能力化したりすることが出来る通常兵器をいくつか保有している。…新しい低威力核兵器を開発することが、戦術核兵器における新たな軍備競争を助長させ、米国の不拡散の努力を後戻りさせることもありうるだろう。」(ダニエル・K・アカカ上院議員(ハワイ州選出、民主党))</li> <li>● 「米国は世界で最強の軍力を持っている。私達には、抑止のための、戦略核兵器の巨大な蓄えもある。私達には、戦術核兵器は必要ないし、掩蔽壕のような地中にある目標を攻撃するものでさえも必要ない。私達は、そのような能力がある通常兵器を持っている。…アフガニスタンの洞窟に使用されたバンカー・バスター [の一つ] であるサーモバリック爆弾である。」** (バーバラ・A・ミクルスキ上院議員(メリーランド州選出、民主党))</li> </ul>
抑止の信頼性／核の敷居	<ul style="list-style-type: none"> <li>● 「[低威力核兵器の研究の解禁を批判する者たちがいう] 核兵器と通常兵器の使用の間にある防火壁が侵食されるという恐れは、[低威力核兵器の研究の解禁とは] 別のものであり、根拠のない論点である。米国の戦術核兵器が世界中に展開されており、適切な戦争遂行計画があった1950年代、1960年代、1970年代、1980年代を通じて、米国の核兵器は使用されることはなかった。大統領だけが核兵器の使用を許可できるという政策を私達はいまだに維持しており、その大変重要な政策を変更する計画はない。私達が既に通常兵器でなし得るようになっていくことを遂行するために戦場用の核兵器を開発しようとする願望を、国防総省のどの部署も持っていない。」(ウエイン・アラード上院議員(コロラド州選出、共和党))</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>● 「現在ある [核] 兵器 [の威力] は大きすぎるゆえに使用できないので、これらの兵器 [低威力核兵器] を開発すべきという者達がいる。彼らは、百万単位のイラク人を殺害することは過大であるという。私達が低威力 [核] 兵器を使用することが出来るなら、サダム・フセインを抑止することが出来る [ともいう]。しかし、これは、百万単位よりは数十万単位の死者の方が良い、というような議論である。私達が本当に外科的攻撃能力を欲するならば、私達は通常兵器による代替手段を開発すべきである。」(エドワード・M・ケネディ上院議員(マサチューセッツ州選出、民主党))</li> </ul>
核の傘への影響	<ul style="list-style-type: none"> <li>● 「私達は新しい世界環境にある。私達は、どのように前に進むかについて考える必要がある。私達が将来必要とするかもしれないもの、より良くなるもの、私達が保有する現在の軍備システムより更に効果的な方法で平和を創出できるものという観点から、核兵器の研究や評価を封じるべきではない。…世界中の多くの国、その多くは日本のような私達の同盟国であるが、彼らの利益を効果的に私達に守らせるような十分な軍事的な能力又は選択肢、兵器システムを私達が保有していないと彼らを感じるようなら、彼らも核兵器を保有しなければならぬと決定するかもしれない。」(ジェフ・セッションズ上院議員(アラバマ州選出、共和党))</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>● 「私達の敵ではない国々にとって、安全保障を保証することは、彼らに影響力を行使する大事な方法である。米国の核の傘は、低いコストで一国に多くの安全保障を提供するが、米国が多くの国に対して核戦争の威嚇を与えるようなら、その傘はあまりよいものには思えないだろう。その点で、私達が他のすべての国と争うような場合に、私達が本当に彼らを守ることが出来るかどうかを、私達の友人は疑問を持つかもしれない。」(ジョゼフ・R・バイデン上院議員(デラウェア州選出、民主党))</li> </ul>
核不拡散への影響	<ul style="list-style-type: none"> <li>● 「低威力[核兵器]の調査と開発の禁止は、その支持者達によって「軍備管理の柱」と呼ばれてきており、その廃止は世界的な核拡散を増進させることの原因となりうるという。しかしながら、核拡散は1990年代を通じて確実に起きた。インド、パキスタン、北朝鮮及びその他の国は、米国が低威力[核兵器]の研究を自ら控えてきたにもかかわらず、積極的な核兵器計画を求めてきた。」(ジョン・エンサイン上院議員(ネヴァダ州選出、共和党))</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>● 「私の同僚には、他の国々が核兵器計画を開始してきた時期に、私達が核兵器を削減してきたと信じている人達がいる。彼らは、誰も我々の先導に従ってこなかったし、中国、フランス、インド、パキスタンが実験をし続けてきた時期に、私達は1992年以來[核]実験を行わなかったという。他方、過去5年間にわたって[核]実験は行われていない。核兵器国であった四ヶ国が、核不拡散条約に非核兵器国として入った。南アフリカ、ベラルーシ、カザフスタン、ウクライナである。」(エドワード・M・ケネディ上院議員(マサチューセッツ州選出、民主党))</li> </ul>

\* GBU-28/B と GBU-37/B はともに地中貫通通常兵器であり、航空機から降下され、高い命中精度を誇るものである。前者は、湾岸戦争ではじめて使用されたもので、後者はコンヴォ紛争やイラク戦争でも使用されている。このように地中にある掩蔽壕 (bunker) の破壊を目的とした兵器を、バンカー・バスター (bunker buster) という。

\*\* サーマバリック爆弾と称される BLU-118/B は、明らかにっていないことが多いが、航空機から降下させる地中貫通通常兵器の一つであり、特に地中深くにある生物・化学剤を強力な衝撃波によって破壊することを目的としている。「サーモバリック (thermobaric)」は、ギリシャ語の「therme (熱)」と「baros (圧力)」から作られた言葉である。

Congressional Record, Vol.149, May 20, 2003, S6664, S6666-6667, S6671, S6677-6678, S6680, S6682, S6684, S6687. から作成した。

(ロード・アイランド州選出、民主党)、カール・レヴィン (Carl Levin) 上院議員 (ミシガン州選出、民主党) ほかによって提案された修正案751は、スプラット・ファース条項の廃止を定めた条項を、低威力核兵器の技術開発 (development engineering) を禁止する条項に置き換えることで、低威力核兵器の研究を容認するが、技術開発から先に進むことを禁止するものである<sup>(30)</sup>。この修正案でいう技術開発とは、米国の核兵器の開発・生産・管理のサイクルにおいて規定されている複数の段階のうちの、段階 (phase) 3 と段階6.3を指す<sup>(31)</sup>。このサイクルの概要を示すと次のようになる<sup>(32)</sup>。

- 段階 1 : 概念開発 (Concept Development)
- 段階 2 : 計画の実行可能性研究 (Program Feasibility Study)
- 段階 2 A : 設計定義・費用研究 (Design Definition & Cost Study)
- 段階 3 : 開発技術 (Development Engineering)
- 段階 4 : 生産技術 (Production Engineering)
- 段階 5 : 生産開始 (First Production)
- 段階 6 : 大量生産及び貯蔵 (Quantity Production & Stockpile)
- 段階 7 : 退役・保管 (Retirement & Storage)

既に取得されたものの改良については、上記のサイクルを準用して次のような段階が規定される。

- 段階6.1 : 概念評価 (Concept Assessment)
- 段階6.2 : 実行可能性研究・オプション選択 (Feasibility Study & Option Down-

select)

- 段階6.2 A : 設計定義・費用研究 (Design Definition & Cost Study)
- 段階6.3 : 開発技術 (Development Engineering)
- 段階6.4 : 生産技術 (Production Engineering)
- 段階6.5 : 生産開始 (First Production)
- 段階6.6 : 本格的生産 (Full-Scale Production)

つまり、修正案751では、新しい核兵器の場合は段階 2 A までを容認して段階 3 以降を禁止し、既にある核兵器の改良については段階6.2 A までを容認して段階6.3以降を禁止するものである。

この修正案751に対しては、その内容を修正する修正案752がジョン・W・ウォーナー (John W. Warner) 上院議員 (ヴァージニア州選出、共和党) によって提案された<sup>(33)</sup>。これは、議会による承認がない限り、エネルギー省長官が低威力核兵器の技術開発段階 (engineering development phase) から先に進むことを禁止する条文を、上院軍事委員会で可決されたスプラット・ファース条項を廃止する条項に付加するものである。なお、この技術開発段階が、修正案751が禁止している新しい核兵器の場合の段階 3、既にある核兵器の場合の段階6.3を指しているかについては、提案者であるウォーナー上院議員は明言していない<sup>(34)</sup>。修正案751をこの内容に置き換える修正案752は、賛成59 (共和党50、民主党9)、反対38 (共和党1、民主党36、独立系1) で可決され、修正案752によって修正された修正案751は、賛成96 (共和党51、民主党44、独立系1)、反対なしで可決された<sup>(35)</sup>。

修正案766と修正案767は、ビル・ネルソン

<sup>(30)</sup> *Congressional Record*, Vol.149, May 20, 2003, S6731.

<sup>(31)</sup> *Congressional Record*, Vol.149, May 20, 2003, S6695.

<sup>(32)</sup> Bromley, *op. cit.*, pp.28-29.

<sup>(33)</sup> *Congressional Record*, Vol.149, May 20, 2003, S6731.

<sup>(34)</sup> *Congressional Record*, Vol.149, May 20, 2003, S6695.

<sup>(35)</sup> *Congressional Record*, Vol.149, May 21, 2003, S6792.

(Bill Nelson) 上院議員 (フロリダ州選出、民主党)、ウォーナー上院議員ほかが提案したものである。修正案766は、議会在承認しない限り、RNEPの段階6.3から先に進めることを禁止するものである<sup>(36)</sup>。これは、異議なく本会議で可決された<sup>(37)</sup>。ここでいう段階6.3とは、上記で紹介したものと同じであるが、段階6.3のみを規定しているのは、RNEPの場合、低威力核兵器と異なり、現在ある核兵器の改良が想定されているからである。

修正案767は、エネルギー省におけるRNEPの実行可能性研究と国防総省における地中貫通通常兵器プログラムを、調整するための計画を作成し、議会在報告して実施することを、エネルギー省長官と国防長官に義務付けるものである<sup>(38)</sup>。これは、異議なく本会議で可決された<sup>(39)</sup>。

ジェフ・ビンガマン (Jeff Bingaman) 上院議員 (ニュー・メキシコ州選出、民主党) によって提案されたのは修正案790である。これは、スプラット・ファース条項の廃止が、米国の不拡散への取り組みに影響を与えたかどうかについて、国務長官、国防長官、エネルギー省長官に議会在への報告を義務付けるものである<sup>(40)</sup>。これは、異議なく本会議で可決された<sup>(41)</sup>。

このように、修正案は実質的には7つ出されたわけであるが、そのうち4つの修正案が可決され、上院本会議の最終的な法案の内容がまとまった。その内容は次のようになる<sup>(42)</sup>。

① スプラット・ファース条項を廃止する

(第3131条)。

- ② スプラット・ファース条項の廃止は、低威力核兵器のテスト、取得及び配備を行う権限を与えるものと解釈されてはならない (同上)。
- ③ 議会在明確に権限を与えない限り、エネルギー省長官は、低威力核兵器の技術開発段階から先に進めてはならない (同上)。
- ④ スプラット・ファース条項の廃止が、米国の不拡散への取り組みに影響を与えたかどうかについて、国務長官、国防長官、エネルギー省長官は、2004年3月1日より前に議会在に報告しなければならない (同上)。
- ⑤ 議会在明確に権限を与えない限り、エネルギー省長官は、RNEPの技術開発段階(段階6.3)から先に進めてはならない (第3135条)。
- ⑥ エネルギー省長官と国防長官は、エネルギー省におけるRNEPの実行可能性研究と国防総省における地中貫通通常兵器プログラムを、調整するための計画を作成し、議会在に報告して実施しなければならない (第3155条)。

下院が議決した法案では、上記のうち①から④と同内容の条項があったが、⑤と⑥の条項は含まれていない<sup>(43)</sup>。両院協議会において、⑤はそのまま下院側が受け入れ、⑥については、地中貫通兵器について国防長官、エネルギー省長官、CIA長官が議会对して報告すること

<sup>(36)</sup> *Congressional Record*, Vol.149, May 21, 2003, S6876.

<sup>(37)</sup> *Congressional Record*, Vol.149, May 21, 2003, S6805.

<sup>(38)</sup> *Congressional Record*, Vol.149, May 21, 2003, S6876-6877.

<sup>(39)</sup> *Congressional Record*, Vol.149, May 21, 2003, S6806.

<sup>(40)</sup> *Congressional Record*, Vol.149, May 21, 2003, S6885.

<sup>(41)</sup> *Congressional Record*, Vol.149, May 22, 2003, S6896-6897.

<sup>(42)</sup> *Congressional Record*, Vol.149, June 4, 2003, S7355-7357.

<sup>(43)</sup> *National Defense Authorization Act for Fiscal Year 2004: Conference Report to Accompany H.R. 1588* (Washington, D.C.: U.S. Government Printing Office, 2003), House of Representatives, 108th Congress, 1st Session, Report 108-354, pp.855, 860.

が2003会計年度国防授權法<sup>(44)</sup>に規定されているが、その報告内容に、RNEP と他のプログラムとの統合及び相互運用性に関するものも含めるといふ条項に修正することで合意された<sup>(45)</sup>。成立した2004会計年度国防授權法においては、①から④は第3116条、⑤は第3117条、⑥の修正条項は第3135条となった。

## 2 2004会計年度エネルギー・水源開発歳出予算案における審議

上院歳出委員会を通過した法案は、政府の要求どおり、RNEP の実行可能性研究に1,500万ドル、non-RNEP ACI の研究に600万ドルを認めるものとなった。上院の本会議の審議では、RNEP 及び non-RNEP ACI について、次に挙げる3つの修正案が提出された。

RNEP 及び non-RNEP ACI<sup>(46)</sup> の合計経費2,100万ドルの削減を求める修正案1655が、フェイスライン、ケネディほかの上院議員によって提出された<sup>(47)</sup>。なお、この修正案1655には、核実験を行うに必要な準備期間を短縮するための経費の支出の禁止なども含まれている。この修正案に対しては、審議の棚上げを求める動議が提起され、賛成53（共和党48、民主党5）、反対41（共和党1、民主党39、独立系1）で可決さ

れた<sup>(48)</sup>。したがって、この修正案は実質的には廃案となった。

リード、レヴィンほかの上院議員によって提案された修正案1659は、RNEP を含めてACI<sup>(49)</sup>の研究は、技術開発段階である段階3又は段階6.3から先の段階のために、この法で歳出が認められる経費を支出してはならないというものである<sup>(50)</sup>。これは、上記で説明したように新しい兵器の技術開発を行う場合の段階3、現存する兵器の技術開発を行う場合は段階6.3を想定している。この修正案は、異議なく本会議で可決された<sup>(51)</sup>。

修正案1655及び1659の審議において、広範な観点から論戦が行われたので、主要な発言を別表にまとめた（表2を参照）。なお、表1と同様に、技術的な観点からのものは掲載しなかった。

ビンガマン上院議員が提案した修正案1710は、2004会計年度においてACIの研究を追加して行う場合、その計画を議会に対して報告し、その日から30日が過ぎてからでなければならないというもののである<sup>(52)</sup>。これは、異議なく本会議で可決された<sup>(53)</sup>。

3つの修正案のうち、2つの修正案が可決されて、上院本会議の最終的な法案の内容がまと

(44) 2003会計年度国防授權法の正式な略称は「ボブ・スタンプ2003会計年度国防授權法（Bob Stump National Defense Authorization Act for Fiscal Year 2003）」である。議員活動を通じて米国の安全保障に貢献したというボブ・スタンプ下院議員の名を冠し略称が決められた。

(45) *National Defense Authorization Act for Fiscal Year 2004: Conference Report to Accompany H.R. 1588, op. cit.*, pp.855, 860.

(46) 原文では「先進兵器概念（Advanced Weapons Concepts）」。これがACI全体を指すのか、non-RNEP ACIを指すのかは定かではないが、この修正案では、ブッシュ政権がACIの研究経費として当てる2,100万ドルの削減を要求している。

(47) *Congressional Record*, Vol.149, September 15, 2003, S11485.

(48) *Congressional Record*, Vol.149, September 16, 2003, S11533.

(49) 原文では「先進核兵器概念（advanced nuclear weapons concepts）」。

(50) *Congressional Record*, Vol.149, September 16, 2003, S11579.

(51) *Congressional Record*, Vol.149, September 16, 2003, S11538.

(52) *Congressional Record*, Vol.149, September 16, 2003, S11584.

(53) *Congressional Record*, Vol.149, September 16, 2003, S11539.

(表 2) 修正案1655及び修正案1659に対する賛否

	ACI の研究を支持する立場	ACI の研究を支持しない立場
必要性／必要性	<p>● 「私には、遠い将来ではなく、近い将来に、テロリストの細胞が再組織されると予測できる。彼らは、計画を立て、おそらく実際に製造するために、世界のどこか遠くの場所を利用するだろう。その場所は、非常に堅固に守られており、通常兵器による攻撃が届かないところとなろう。…この修正案は、核抑止戦力を改良してこの脅威に対応するための私達の能力を取り去ってしまうだろう。」(リンゼー・O・グラハム上院議員 (サウス・カロライナ州選出、共和党))</p>	<p>● 「RNEP は現在ある核爆発装置を改良したものになるだろうから、必然的に非常に大きな核爆発装置となるだろう。それは、バンカー・バスターと考えられてきたものである。しかし、率直に言って、この RNEP の[破壊力を換算した]トン数は非常に大きなものとなり、それはシティ・バスター (city buster) であって、バンカー・バスターではない。広島と長崎に落とされた兵器の [破壊力を換算した] kt 数は、それぞれ14 kt と21kt だから、この RNEP は広島に落とされた爆弾の71倍大きいということになる。」(ジャック・リード上院議員 (ロード・アイランド州選出、民主党)、修正案1659審議)</p>
抑止の信頼性／核の敷居	<p>● 「もしイラクが生物・化学兵器を米国に対して使用したとしたら、…私達の巨大な破壊力を持つ核兵器のうちの一つがバグダッドに落ちて、[生物・化学兵器の使用による死者数を遙かに上回る] 百万単位の無辜のイラク人を殺害するに至るだろうと、誰が信じるだろうか？それは、信頼性のある抑止ではない。テロ組織やテロ支援国家が存在する世界において、…問題は、私達がどのような種類の核抑止をするべきかということである。この修正案が意味するところは、私達がこの問題について考えることさえ止めてしまうことである。」(ジョン・キル上院議員 (アリゾナ州選出、共和党))</p> <p>● 「核兵器の削減に取り組んだ結果、開発を二度と行わないと決定したり、開発を法的に禁止するまでに至ることを、私は希望しない。それは、私達が核抑止の対象にしようとしている世界の国々に対して、非常に悪いシグナルを送ることになる。」(同上)</p>	<p>● 「彼ら [ACI の研究の推進者] が語っているのは、広島に使用された原爆の60から70倍に匹敵する1メガトンの核兵器である。それが、ここで彼らがいうところの、地中貫通のための核バンカー・バスターである。それは、この国が、他者の核兵器の使用を抑止するためではなく、実際に使用するための核兵器を製造することを意味する。」(バイロン・L・ドーガン上院議員 (ノース・ダコタ州選出、民主党))</p> <p>● 「攻撃と防衛、核と非核、この組み合わせが、21世紀の抑止の必要性を充たすのに必須のものである [と現政権はいう]。私の考えでは、それが意味するところは、より小さな核兵器が5kt未達の威力で作られることである。通常兵器と核兵器の相違はある程度曖昧なものとなり、戦場において核兵器をより使用し易いものとなる。」(ダイアン・ファインスタイン上院議員 (カリフォルニア州選出、民主党))</p> <p>● 「新しい低威力核兵器が実際に使用されるかもしれないというリスクと、新しい低威力核兵器が他国に送ることになる、私達が核戦争を行う意図があるというシグナルの両方は、それがもたらすあらゆる抑止の利益よりあまりにも重いものである。特に、低威力核兵器は、通常兵器による戦争と核戦争の間にある伝統的な防火壁を曖昧にするのである。」(ジョゼフ・R・バイデン上院議員 (デラウェア州選出、民主党))</p>
核不拡散への影響	<p>● 「この修正案と関係があるとは思えない3ヶ国又は4ヶ国が核保有国として加わっている間に、私達は核兵器を大幅に減らしてきた。」(ビート・V・ドメニチ上院議員 (ニュー・メキシコ州選出、共和党))</p>	<p>● 「現在低威力核兵器を開発することは、私達の世界的な不拡散の試みを土台から揺るがしかねないものとなる。強固な核能力への図々しい衝動に関わる必要のないことを、米国の北朝鮮の指導層に納得させようとしているときに、私達の外交官が印パ国境にある核の緊張を和らげようと努力しているときに、非核化と査察について国際原子力機関が今まさにイランと交渉しているときに、私達が私達自身の新たな核能力を追及することに金を使いながら、これらの国々をなだめすかして彼らの核計画を取りやめさせることが出来ると思うのは、愚かなことである。」(ジョゼフ・I・リーパーマン上院議員 (コネティカット州選出、民主党))</p>

(注) 「修正案1659審議」と明記してあるもの以外は、修正案1655の審議における発言である。

Congressional Record, Vol.149, September 15, 2003, S11435, S11446, S11448-S11450, September 16, 2003, S11525-S11526, S11530, S11535. から作成した。

まった。その内容は次のようになる<sup>(54)</sup>。

- ① RNEP の実行可能性研究に1,500万ドル、non-RNEP ACI に600万ドル歳出することを認める。
- ② RNEP を含めて ACI<sup>(55)</sup> は、技術開発段

階である段階3又は段階6.3から先の段階のために、この法で歳出が認められた経費を支出してはならない (第313条)。

- ③ 2004会計年度において ACI の研究を追加して行う場合、その計画を議会に対して

<sup>(54)</sup> Making Appropriations for Energy & Water Development for the Fiscal Year Ending September 30, 2004, & for Other Purposes: Conference Report (Washington, D.C.: U.S. Government Printing Office, 2003), House of Representatives, 108th Congress, 1st Session, Report 108-357, p.156; Congressional Record, Vol.149, September 22, 2003, S11767.

報告し、その日から30日が過ぎてからでなければならぬ（第314条）。

下院歳出委員会の法案では、ACIの研究に関する政府の予算要求は削減された。RNEPの実行可能性研究に1,500万ドル、non-RNEP ACIの研究に600万ドルという要求のうち、RNEPについては500万ドルに削減された<sup>(56)</sup>。下院歳出委員会は、核実験の準備期間の短縮などととも、RNEP及びnon-RNEP ACIを挙げて、現政権が進めようとしている核政策に懸念を表明した<sup>(57)</sup>。RNEP及びnon-RNEP ACIに関する歳出予算は、委員会の決議案どおり下院本会議でも採択された。

両院協議会では、RNEPの実行可能性研究には750万ドル、non-RNEP ACIの研究に600万ドルの歳出を認めることとした<sup>(58)</sup>。また、non-RNEP ACIの研究に当てられる600万ドルのうち、400万ドルは、連邦議会に「核兵器貯蔵（Nuclear Weapons Stockpile）計画」の改訂版を送り、両院の歳出委員会及び軍事委員会による90日間にわたる評価を受けた後に歳出できるとの制限を加えた。上院本会議が採択した法案のうち、②は採用されず、③が第313条として取り入れられた<sup>(59)</sup>。

## IV 地中貫通核兵器及び低威力核兵器をめぐる論点

### 1 地中貫通核兵器及び低威力核兵器の必要性

地中貫通核兵器及び低威力核兵器の研究を支持する立場からは、テロリスト・グループやならず者国家が地中深くに大量破壊兵器の施設などを作る可能性を指摘して、その攻撃のためにはこれらの兵器が必要であると主張された。特に、地中深くにある施設は通常兵器では破壊が困難であることや、生物・化学兵器のように散布させることなく無力化する必要があるものには核兵器で対応すべきとの主張が展開された。もっとも、地中貫通核兵器の場合でも地中に貫通する際の経路はそのまま地上に通じているわけであり、核爆発の程度に応じた量の放射性廃棄物が地上に出ることになる。また、批判的な立場からは、地中貫通核兵器はその目的からいって低威力核兵器たりえないとの指摘がなされており、その指摘に従えば放射性廃棄物の散布という付随的損害は非常に大きなものとなるだろう。ところで、上院本会議での審議では取り上げられなかったが、生物・化学兵器の撃破には、中性子線等の放射線の照射が有効であるという考えがある<sup>(60)</sup>。この立場からは、中性子爆弾と通称される放射線強化兵器の役割が期待されている。放射線強化兵器とは核兵器の一種であり、中性子線やガンマ線の照射を強化し、衝撃波など他の効果を弱めるものである<sup>(61)</sup>。

<sup>(55)</sup> 原文では「先進核兵器概念（advanced nuclear weapons concepts）」。

<sup>(56)</sup> *Energy & Water Development Appropriations Bill, 2004: Report to Accompany H.R. 2754* (Washington, D.C.: U.S. Government Office, 2003), House of Representatives, 108th Congress, 1st Session, Report 108-212, p.144.

<sup>(57)</sup> *Ibid.*, p.145.

<sup>(58)</sup> *Making Appropriations for Energy & Water Development for the Fiscal Year Ending September 30, 2004, & for Other Purposes: Conference Report, op. cit.*, p.156.

<sup>(59)</sup> *Ibid.*, pp.156, 176.

<sup>(60)</sup> Medalia, *Nuclear Weapon Initiatives: Low-Yield R&D, Advanced Concepts, Earth Penetrators, Test Readiness, op. cit.*, pp.34-35.

地中貫通核兵器及び低威力核兵器の研究を支持しない立場からは、GBU-28/B や GBU-37/B などの地中貫通用の精密誘導兵器、BLU-118/B という通常兵器でもそのような任務を遂行できると主張された。また、通常兵器にとどまらず、B61-11という現在保有している地中貫通核兵器や、地中貫通用ではないが1,000kt と強力な威力を持つ B83 によっても、地中深くにある施設を破壊するには充分であるとの意見もあった。

このように、地中貫通核兵器及び低威力核兵器の研究を支持しない立場には、現在保有している核兵器である B61-11 や B83 によって地下施設への攻撃が可能とする見方がある。他方、地中貫通核兵器が B83 の改良版になる可能性を踏まえて、その威力の大きさを批判する意見も示された。もとより、地中貫通核兵器及び低威力核兵器の研究を支持しない立場をとっている人たちは一致した核兵器観に立っているわけではないが、核兵器は抑止のためであり使用するものではないと考えている点について共通しているといえる。

## 2 抑止の信頼性—核の敷居

低威力核兵器の研究を支持する立場からは、核兵器による抑止の信頼性を確実なものにするには、威力の小さい核兵器が必要であるという主張がなされた。表1にも掲げた、ジョン・キル (Jon Kyl) 上院議員 (アリゾナ州選出、共和党) の「もしイラクが生物・化学兵器を米国に対して使用したとしたら、…私達の巨大な破壊力を持つ核兵器のうちの一つがバグダッドに落ちて、[生物・化学兵器の使用による死者数を遙かに上回る] 百万単位の無辜のイラク人を殺害するに至るだろうと、誰が信じるだろうか？ それは、信頼性のある抑止ではない。」<sup>(62)</sup> とい

う発言はこれを端的に語っている。この考え方の背景には、一定の脅威には同等の損害を与える攻撃を行うことは理に適っているが、脅威に比してその対抗措置が相手にもたらす損害が大きくそれを上回る場合には、そのような措置を取り得るだろうかという問題提起がある。そして、このような対抗措置が確実に行われると考えられないのなら、その脅威に対する抑止は信頼性を持ち得ないという。「NPR の非公開部分」で米国の核戦力に必要な新たな能力の一つとして、「命中精度を向上させ、付随的損害を限定すること」が挙げられているが、これには上記の問題提起も背景にあるといえる。

ところで、低威力核兵器の研究を支持する立場からなされた、核兵器以外の兵器がもたらす脅威に対する核抑止の信頼性に関する問題提起は、現在、主に生物・化学兵器を想定してなされている。しかしながら、これは、生物・化学兵器に固有の問題ではない。脅威を与える手段が通常兵器ではあるが、それを破壊することは通常兵器では不可能という場合もあるだろう。

先に見たように、米軍の定義では、付随的損害とは「その時点の支配的な状況において合法的な軍事目標ではない人間又は物に対する、故意に基づかない又は偶発的な危害又は損害」であり、「攻撃から予測される全体的な軍事的利益から見て過度」でない場合は不法なものとなれない。「攻撃から予測される全体的な軍事的利益から見て過度」の場合には不法なものとなるのだが（「不法」性については次節で詳述）、他方その「過度」の度合いが大きければ大きいほど、道義的にも政治的にも問題となる可能性が高いといえる。戦場における光景がタイムラグなくメディアを通じて世界中に流れる今日では、国家が武力を行使する場合、その理由にとどまらず、その武力行使の結果生じる付随的損害の程

(61) Thomas B. Cochran et al., *Nuclear Weapons Databook: Volume I U.S. Nuclear Forces & Capabilities* (Cambridge: Harper & Row, 1984), pp.28-29.

(62) *Congressional Record*, Vol.149, September 15, 2003, S11449.

度も問われてくる。そして、それがときには武力行使の正当性を揺るがすことも考えられよう。

低威力核兵器の研究を支持しない立場からは、当該兵器の開発は、核兵器と通常兵器の違いを曖昧なものとし、核の敷居を低くすることになるとの批判が寄せられた。これは、威力が低くなればなるほど核兵器はその威力の程度において通常兵器に近づいてゆき、それに応じて使用し易くなるという論理である。そして、一旦核兵器が使用されてしまえば、使用される核兵器は、質量ともに拡大するのではとの懸念が表されているのである。「核の敷居」とは、通常兵器による戦争から核戦争に至る際の軍事的・政治的な障壁を指す概念である。

他方、このような見解に対して、低威力核兵器の研究を支持する立場からは、核兵器の使用は大統領だけが許可する権限を持つという、従来からの運用方針が変わらない以上、核の敷居が低くなるなどの主張は誤りであるとの反論がなされた。しかしながら、核の敷居が低くなるということは、軍事的合理性や政治的な影響を踏まえての指摘であり、許可する権限を持つ者が変わるかどうかということは、国内政治の政策決定プロセスやシビリアン・コントロールという観点から論じられるべきである。むしろ、「脅威に比してその対抗措置が相手にもたらす損害が大きく上回る場合」に「そのような措置を取り得るだろうか」という問題提起から考えれば、低威力核兵器を保有することで脅威への対抗措置の選択の幅を広げようとすることは、核の敷居を下げることに同義であると論理的にはいえよう。

核抑止の信頼性を高めるためには低威力核兵器などの新しい核兵器の必要性を認めている立場と、それを認めていない立場の、見解の相違の背景には、抑止における核兵器の役割に関する見解の違いがあるといえる。同じ核抑止という表現を用いても、前者の立場は、「核兵器は

様々な状況に対応して使用できるようにすべきである。これが確実なものとなって、はじめて相手を抑止することが出来る」という論理である。他方、後者の立場は、核兵器がどのような場面で使用できるか否かということよりも、「核兵器は強力な威力を持つ。したがって、相手に大きな損害をもたらすことが出来るという現実によって、相手がもたらす脅威を抑止することが出来る」とするのである。このような見解の相違を前提とすれば、後者から見れば前者は必要以上に核兵器を使用しようとする機会を増やそうと見えるのに対して、前者から見れば後者は核兵器の威力に相応しない脅威に対しては核兵器を使用できないという状況があることを看過していると映るのである。

抑止の信頼性に関する上記の議論は、そのまま、核の傘に関しても適用できる。核兵器を確実に使用できることが信頼性のある抑止であるという論理に立てば、脅威に比して相手にもたらす損害が大きく上回って使用できないような核兵器では、同盟国に信頼性のある核の傘を提供できないという。他方、米国の核兵器が抑止のためではなく使用するためにあるのなら、同盟国は自国に対する米国の安全保障の関与をかえって危険なものともみられると反論されるのである。

冷戦期においても、命中精度を高めて付随的損害を減少させる核兵器の必要性は、核の傘をどのように確保するかという論議と関連させて論じられてきた。そこでなされた問題提起は、米国の本土が核攻撃を受けた場合には米国が核兵器で反撃を加えるであろうことには疑念は生じないが、同盟国がソ連の通常戦力で攻撃を受けた場合には、核戦争で米ソ両国が共倒れになることが予想されるのに、米国の戦略核戦力が果たして使用されるか、というものである<sup>(63)</sup>。そして、この状況で米国が核攻撃を行うという信頼性が確保されなければ、核の傘は揺らいで

<sup>(63)</sup> 山田浩『現代アメリカの軍事戦略と日本』法律文化社、2002、pp.46-50.



しまうというものである。

現代の低威力核兵器の必要性を主張する論議と、このような冷戦期の論議とは、ソ連の通常戦力が生物・化学兵器に取って代わった点を除くと、論理が非常に似ているといえる。他方、冷戦期ではソ連の通常戦力はあくまで同盟国に対する脅威にとどまっていたのに対して、現代の主要な脅威とされる生物・化学兵器は同盟国よりはむしろ米国自体への脅威と認識されている点において、異なるともいえる。

### 3 付随的損害と国際人道法

上記で言及したところの付随的損害で問われる「不法」性とは、国際人道法及びそれを履行するための交戦規則等に拠るものである。国際人道法とは、武力紛争において戦闘の手段及び方法、戦争犠牲者の待遇等を律するものであり、武力紛争法ともいう。他方、交戦規則とは、国家などの交戦者の中枢が現地展開部隊を統制する手段であるとともに、国際人道法をはじめとする武力紛争にかかる国際法を、交戦者が自らの構成員に遵守させるといふ機能も併せ持つ<sup>(64)</sup>。なお、付随的損害の「不法」性に関する議論は必ずしも核兵器の使用に限定されたものではなく、戦闘手段一般に適用されるものである。反対に、核兵器の使用については戦闘手段一般を律する国際人道法における規制以外にも、国際法上非常に広範な論点がある。ここでは、国際人道法で律せられている ① 軍事目標主義、② 「不必要の苦痛」の禁止について取り上げることとする。

近年において、核兵器の使用と国際法との関係を述べたものとしては、「核兵器の威嚇又は使用の合法性に関する国際司法裁判所の勧告的

意見（1996年7月8日）」がある。国際司法裁判所の勧告的意見は、法的拘束力はないものの、高い権威を持つとされる。勧告的意見の中心は、「核兵器の威嚇又は使用は、武力紛争に適用される国際法の要請、特に国際人道法の原則及び規則の要請と…両立するものでなければならない。（第105節D）」とし、その上で「核兵器の威嚇又は使用は、武力紛争に適用される国際法の諸規則、そして特に、人道法の原則及び規則に、一般に違反するであろう。しかしながら、…裁判所は、国家の存続そのものが危険にさらされているような自衛の究極的な状況において、核兵器の威嚇又は使用が合法であるか違法かを明確に結論づけることはできない。（第105節E）」と判断したものである<sup>(65)</sup>。なお、第105節Dは裁判所の15人の裁判官の全員一致によるものであり、第105節Eは7票対7票となり所長の決定投票により決定された。

勧告的意見では、国際人道法の基本的な原則として、二つ挙げている。第一原則は、「国家は、文民を決して攻撃の目標としてはならず、かつその結果、文民と軍事目標の区別を不可能にする兵器を決して使用してはならない」とするものであり、第二原則は、「戦闘員に不必要の苦痛を与えることは禁止される。従って、彼らにそのような危害を与え又は無益に苦痛を増大させる兵器を使用することは禁止される。」というものである<sup>(66)</sup>。通常、第一原則を軍事目標主義といい、第二原則は「不必要の苦痛」の禁止という。もっとも、この二つの原則が実際にどのように適用されるかということについては、多くの課題が残されている。軍事目標主義についていえば、軍事目標に対する攻撃が結果的に文民や民用物に与えた損害である付随的

(64) 等雄一郎「米軍における ROE の発展と1994年版統合参謀本部標準交戦規則」『外国の立法』第213号, 2002.8, pp.50-51.

(65) "International Court of Justice: Advisory Opinion on the Legality of the Threat or Use of Nuclear Weapons [July 8, 1996]," *International Legal Materials*, Vol.35, No.4 (July 1996), p.831.

(66) *Ibid.*, p.827.

損害の許容範囲について、コンセンサスが形成されているわけではない<sup>(67)</sup>。また、「不必要の苦痛」の禁止であるが、こちらも一般的な原則としては確立しているものの、個々の兵器の使用がこの原則に適っているかどうかという点については、「検出不可能な破片を利用する兵器」など個々の条約で規定しているものを除くと、多くの議論がなされているところである。

軍事目標主義が要請することは文民と軍事目標の区別であるが、個々の国家実行において主に問題とされてきたのは、航空機等から地上に対して行われる航空攻撃であった。軍事目標となりうるものと民用物が混在している後方地域に対する攻撃は、軍事目標主義が実際の検証を受ける場となってきたのである。具体的には、軍事目標に対する攻撃が近隣の文民や民用物にも損害を与える場合や、軍事目標と誤認して民用物に攻撃を加える場合が、問われてきた。こうして、軍事的合理性だけでなく、軍事目標主義からの要請もあって、航空攻撃には命中精度の向上が求められてきた。ところが、国際司法裁判所が、核兵器の威嚇又は使用は軍事目標主義を含む国際人道法に「一般に違反する」と判断したことは、核兵器の使用は、その強力な威力ゆえに、命中精度に左右されることなく、軍事目標と民用物を区別することなく損害を与えるものであると認定したことを意味する。

現在の米国の核政策が国際人道法及び上記の国際司法裁判所の勧告的意見をどれだけ考慮したものであるかは分からないが、付随的損害を減少させることは、国際人道法の要請するところであるといえる。しかしながら、低威力核兵器などの付随的損害を減少させるとする核兵器を、軍事目標主義に合致させて使用することが出来るかどうかという点は多いに検討を要すべ

きであろう。さらに、付随的損害だけでなく、「不必要の苦痛」の禁止という原則から律することもあわせて考えるべきである。このように、核兵器の強力な威力という特性を踏まえれば、仮に付随的損害を減少させたとしても、国際人道法に一般的に違反しない核兵器の存在があることを示すものとは必ずしもならないが、使用されることを前提とすれば付随的損害を減少させることは国際人道法が要請するところといえる。他方、このことは見方を変えれば、付随的損害の減少は、国際法から見ても核の敷居を低くするものといえる。なお、国際司法裁判所は、「より小さな、低威力の戦術核兵器の『クリーンな』使用」については、「そのような使用を正当化せしめる正確な状況が何かということ、また、そのような限定的な使用が高威力の核兵器の全面的使用に拡大する傾向にならないか否か」ということを示す国がなかったとして、「国際司法裁判所は、この見方の妥当性を決定する十分な根拠があるとは考えない」と判断した（第94節）<sup>(68)</sup>。

ところで、これまで展開してきたような付随的損害を減少させるために殺傷能力を弱めようとする考えとは反対に、目標の確実な破壊などを確保するため、より強力な兵器を使用することが個々の戦闘行為の場においては多々ありうると思われる。このような軍事的合理性から見れば、通常兵器によっても達成されうるだろう軍事的利益をより確実に得るために、低威力核兵器を使用することも考えられよう。そして、このような場合に、通常兵器による航空攻撃が攻撃する側からは常に正当化されてきたのと同様に、軍事的利益と付随的損害に関する実際の検証を欠いたまま、低威力核兵器の使用が擁護されることも考えられよう。

(67) Dieter Fleck, ed., *The Handbook of Humanitarian Law in Armed Conflicts* (Oxford: Oxford University Press, 1995), p.140.

(68) "International Court of Justice: Advisory Opinion on the Legality of the Threat or Use of Nuclear Weapons [July 8, 1996]," *op. cit.*, p.829.

#### 4 核不拡散への影響

地中貫通核兵器及び低威力核兵器の研究の核拡散への影響については、次のような論点の対立がある。これらの核兵器の研究を支持する立場は、当該研究を行ったとしても、核兵器を保有しようとする国々に影響を与えるわけではないとする。むしろ現状のままでは、米国の核抑止の信頼性が失われることによって、核抑止に依存する米国の同盟国に、核兵器を保有しようとする意思を持たせることになるかもしれないという。他方、支持しない立場からは、自国が核兵器の能力を向上させようとするのに、他国に核兵器をあきらめるよう訴えても説得力を欠くとの主張がなされた。表1及び表2で紹介したように、米上院本会議における地中貫通核兵器及び低威力核兵器の研究に関する審議では、1990年代における米国の核兵器の削減措置や核実験・核開発の自粛と、他国の核兵器への態度や政策との相関が問われた。以下に、1990年代以降の核の拡散・不拡散の概況についてまとめてみる。

米国は1990年代を通じて、様々な核兵器の削減を進めてきた。米国がロシア（ソ連）との間に結んだ戦略核兵器を削減する条約としては、その上限を6,000基とする第1次戦略兵器削減条約（1991年署名、1994年発効）、3,500基とする第2次戦略兵器削減条約（1993年、未発効）、2,200基とする戦略攻撃戦力削減条約（2002年署名、2003年発効）が挙げられる。また、米国とロシア（ソ連）は、それぞれ戦術核兵器の削減措置を行ってきた。米国は、1992年を最後に地下核実験を行っておらず、B61-11を除けば新しい核兵器を開発していない。加えて、1994年には、スプラット・ファース条項が制定された。もっとも、戦略核兵器の保有数に上限をもうけ

る三つの条約はいずれも運搬手段を対象とするものであり、運搬手段から外された核弾頭は条約の規制の対象外であるなど不可逆的な削減とはなっていない。さらに付言すれば、新しい核政策を打出しているブッシュ政権の前政権であるクリントン政権においてすら、生物・化学兵器の脅威に対して核兵器の使用を想定していたともいわれており<sup>(69)</sup>、1990年代を通じた核削減が米国の安全保障戦略における核兵器の役割の低下を表すものだと言い切ることはできない。

冷戦が終結した1990年の翌年以降に行われた核実験は次のとおりである。米国は1991年に7回、1992年に6回の計13回、英国は1991年に1回、フランスが1991年に6回、1995年に5回、1996年に1回の計12回、中国が1992年に2回、1993年に1回、1994年、1995年、1996年にそれぞれ2回の計9回、インドが1998年に2回、それに続くパキスタンが2回である<sup>(70)</sup>。核実験を行ったインドとパキスタンのほかに、イスラエルは以前から核兵器を保有しているといわれている。また、核兵器を開発しているのではと国際社会が懸念している国として北朝鮮とイラン、かつてそのような懸念があった国として南アフリカ、ブラジル、アルゼンチン、イラク、リビアを挙げることが出来る。また、ソ連の崩壊に伴い誕生した国家であるベラルーシ、カザフスタン、ウクライナは一時期その領域内に旧ソ連の核兵器が存在していた。

北朝鮮の核疑惑は、ジェームズ・A・ケリー（James A. Kelly） 国務次官補が、2002年10月に北朝鮮と協議した際に、北朝鮮は核兵器に必要なウラン濃縮プログラムを進めていると指摘したのに対して、北朝鮮がそれを認め1994年の「枠組み合意」は無効化された（nullified）と述べたことを発端に、事態が大きく展開した。翌2003年1月には北朝鮮は、「核兵器の不拡散

(69) 松山健二「戦術核兵器の現状と核戦略におけるその役割」『レファレンス』第595号、2000.8、pp.61-62.

(70) Stockholm International Peace Research Institute, *SIPRI Yearbook 1999: Armaments, Disarmament & International Security* (Oxford: Oxford University Press, 1999), pp.562-563.

に関する条約 (Treaty on the Non-Proliferation of Nuclear Weapons、以下 NPT とする。)」からの脱退を表明するに至った<sup>(71)</sup>。その後、北朝鮮の核問題を扱う、北朝鮮、日本、米国、韓国、中国、ロシアによる六者協議が2回行われたものの、確たる成果を生み出すには至っていない。

米国は、1990年代の前半において既に、イランが核兵器の保有を目指しているのではとの懸念を持っていた<sup>(72)</sup>。それが、2003年6月の国際原子力機関 (International Atomic Energy Agency、以下 IAEA とする。)の報告において、1991年の天然ウランの輸入を申告しなかったことなど査察協定からの違反をイランが問われると<sup>(73)</sup>、その懸念は国際社会の共有するところとなった。これに対して、同年10月になると、イラン政府は、英仏独の3ヶ国の外相を招き、① IAEA に全面協力すること、② IAEA の追加議定書に署名し、批准の手続きを開始すること、③ IAEA に指摘されているウランの濃縮及び再処理を自発的に休止することを、宣言した<sup>(74)</sup>。しかしながら、IAEA 理事会が2004年3月に、イランの IAEA への協力を認めつつも、核関連施設において低濃縮ウラン及び高濃縮ウランが採取されたことなどの問題にイランが迅速に取り組むよう求めたこと<sup>(75)</sup>に表れているように、イランの核開発に関する懸念は解消されていない。

南アフリカは、核兵器を廃棄した後、NPT に非核兵器国として1991年に加入した。ソ連が崩壊した段階で領域内に核兵器があったロシア、ベラルーシ、カザフスタン、ウクライナのうち、ソ連の核兵器を継承したのはロシアである。ベラルーシが1993年、カザフスタンとウクライナが1994年に、非核兵器国として NPT に加入した。また、NPT に批判的であったブラジルとアルゼンチンが、非核兵器国になることを明確に受け入れたのは1994年である<sup>(76)</sup>。ブラジルとアルゼンチンは、長い間、ラテンアメリカ諸国を対象として非核地帯を設定したトラテロルコ (Tlatelolco) 条約 (1967年締結) の当事国ではなかった。ブラジルは、1967年に署名し1968年に批准していたものの、効力発生に必要な要件を充たしていなかった。他方、アルゼンチンは1967年に署名したものの批准していなかった。ブラジルは1994年に効力を生じさせ、アルゼンチンも同年批准し効力を生じさせた。両国は域内のリーダーシップをめぐるライバル関係にあり、それぞれ相手が核兵器に野心を持っているのではとの理由から不拡散体制を受け入れてこなかった。しかしながら、1980年代にそれぞれ軍政から民政に移管出来たことが一因ともなり、非核兵器国としての地位をともに受け入れることとなった<sup>(77)</sup>。

フセイン政権のイラクは、核兵器を含む大量

(71) 2002年における北朝鮮の核疑惑の再燃については、松山健二「北朝鮮の大量破壊兵器問題」『調査と情報』第406号、2002.12を参照されたい。

(72) Joseph Cirincione et al., *Deadly Arsenals: Tracking Weapons of Mass Destruction* (Washington, D.C.: Carnegie Endowment for International Peace, 2002), p.257.

(73) International Atomic Energy Agency, "Implementation of the NPT Safeguards Agreement in the Islamic Republic of Iran: Report by the Director General," GOV/2003/40 (6 June 2003) para.32-35.

(74) "Statement by the Iranian Government & visiting EU Foreign Ministers 21 October 2003," <[http://www.iaea.or.at/NewsCenter/Focus/IaeaIran/statement\\_iran21102003.shtml](http://www.iaea.or.at/NewsCenter/Focus/IaeaIran/statement_iran21102003.shtml)>.

(75) International Atomic Energy Agency, "Implementation of the NPT Safeguards Agreement in the Islamic Republic of Iran: Resolution adopted by the Board on 13 March 2004," GOV/2004/21 (13 March 2004).

(76) Stockholm International Peace Research Institute, *SIPRI Yearbook 1995: Armaments, Disarmament & International Security* (Oxford: Oxford University Press, 1995), pp.663, 860.

破壊兵器の開発をしているのではという懸念の対象であった。そこで、米国及び英国は、大量破壊兵器の廃棄を定めた国連安保理決議687及び関連する国連決議への違反を理由に、2003年に武力を行使するに至り同政権を打倒した。しかしながら、現段階では核兵器を含む大量破壊兵器はイラク国内からは見つかっていない。また、リビアは、2003年12月に大量破壊兵器の計画を廃棄し、関連する情報を公開することを表明した<sup>(78)</sup>。この大量破壊兵器の計画には、核兵器の材料となる高濃縮ウランを生成するためのガス遠心分離機も含まれているという。

国家が核兵器の保有を欲する理由については様々な議論があり、また、多くの要因が考えられる。自国の安全保障のための力を最大化しようするのが国家の基本的な行動であるという立場から説明されることがあれば<sup>(79)</sup>、敵対又は近隣している国の核兵器の開発・保有に対抗するためということも考えられ、また、国家の威信を高めるという目的も大きな要因として指摘されることもある。さらに、国内政治の政策決定プロセスから説明されることも考えられる。

地中貫通核兵器及び低威力核兵器の研究を支持する立場は、米国が核軍縮に積極的であり新しい核兵器の開発をしなかったとされる1990年代に具体化した他国の核兵器の開発・保有を例示し核不拡散への影響の少なさを強調する。他方、支持しない立場は、同じ時期にNPTに非核兵器国として加盟した国を挙げて、核軍縮の国際規範の有効性を主張するとともに、その国

際規範に対する米国の核政策の影響を重視する。米国の核政策が上記の国々の核兵器の開発や保有又は核兵器（計画）の放棄にどのような影響を与えたか又は与えなかったかについては、それぞれの国の当該プロセスが明らかになるまでは確たることはいえない。しかしながら、核保有国に対して核軍縮を勧めることや核兵器の保有を諦めるよう働きかける側が、核兵器の質又は量の増強に努めているとすれば、その働きかけに説得力があるとはいえないだろう。

おわりに

現行の我が国の「防衛計画の大綱」では、「核兵器の脅威に対しては、核兵器のない世界を目指した現実的かつ着実な核軍縮の国際的努力の中で積極的な役割を果たしつつ、米国の核抑止力に依存するものとする。」と記されている<sup>(80)</sup>。「核兵器の脅威」には、「米国の核抑止力に依存する」とあるように、我が国の安全保障体制と米国の核政策は密接に関連している。また、「核軍縮の国際的努力の中で積極的な役割を果たしつつ」とあるように、米国の核政策が国際的な核軍縮の中にどのように位置付けられるかも、あわせて我が国の主要な関心事となっている。このように、米国の核政策は我が国が強く注視すべき事項である。そして、米国の地中貫通核兵器及び低威力核兵器の研究は、米国の核政策の動向を占う試金石の一つといえよう。

(77) Cirincione, *op. cit.*, pp.338-339, 350-351.

(78) Paul Kerr, "Libya Vows to Dismantle WMD Program," *Arms Control Today*, Vol.34, No.1 (January /February 2004), pp.29-30.

(79) 等雄一郎「George Perkovich, India's Nuclear Bomb: The Impact on Global Proliferation. (書評論文)」『アジア経済』第42巻第4号, 2001.4, pp.83-84.

(80) 「平成8年度以降に係る防衛計画の大綱」平成7年11月28日

(参考) 略語表

略語	略語の原文	訳語 / 意味
ACI	Advanced Concepts Initiative	先進概念構想
IAEA	International Atomic Energy Agency	国際原子力機関
ICBM	Intercontinental Ballistic Missile	大陸間弾道ミサイル
MOAB	Massive Ordnance Air Blast	大量爆薬空気衝撃波
non-RNEP ACI		RNEP を除く「先進兵器概念」の残り
NPR	Nuclear Posture Review	核態勢見直し
NPT	Treaty on the Non-Proliferation of Nuclear Weapons	核兵器の不拡散に関する条約
PLYWD	Precision Low-Yield Weapon Development 又は Precision Low-Yield Weapon Design	精密な低威力兵器開発
RNEP	Robust Nuclear Earth Penetrator	強化型地中貫通核兵器

(まつやま けんじ 外交防衛課)